

岐阜市地域包括支援システム導入業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

令和5年6月  
岐阜県岐阜市

# 目次

1	業務の名称	1
2	業務の目的	1
3	業務の概要	1
4	契約期間	1
5	プロポーザル提案上限額	1
6	参加資格	1
7	参加表明手続き	2
8	提出書類及び関連書類	3
9	企画提案書記載事項	3
10	企画提案書等の提出	3
11	書類審査（1次審査）	4
12	プレゼンテーション審査（2次審査）	4
13	審査基準	5
14	選定方法	5
15	審査結果の通知及び公表	6
16	契約の締結	6
17	事業者選定までのスケジュール	6
18	質問の受付及び回答	6
19	留意事項	6
20	事務局	7

# 岐阜市地域包括支援システム導入業務委託 公募型プロポーザル実施要領

## 1 業務の名称

岐阜市地域包括支援システム導入業務委託

## 2 業務の目的

本市では、19の地域包括支援センターを委託により設置しており、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等を行うとともに、指定介護予防支援事業所として要支援者等へのケアマネジメント業務を実施している。

これらの業務に対応するため、地域包括支援センターシステムを導入し、各業務の効率化及び迅速化を図っているところであるが、現行システムの使用許諾期間が令和6年3月をもって満了するため、新たにシステムの導入を行うものである。なお、岐阜市地域包括支援システム導入業務委託（以下「本業務」という。）は、更なる事務処理の効率化等を推進するため、本市の業務に適合したクラウドシステム（以下「システム」）を導入することとする。

## 3 業務の概要

岐阜市地域包括支援システム導入業務委託 基本仕様書のとおりに

## 4 契約期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

(1) システム導入期間 契約締結日から令和6年1月31日まで

(2) 運用・保守期間 令和6年2月1日から令和6年3月31日まで

※システム稼働日は、令和6年4月1日とする。

## 5 プロポーザル提案上限額（消費税及び地方消費税の金額を含む）

13,290,000円

なお、提案上限額は次の項目の上限額をいずれも満たしていること。

(1) システム導入に係る経費上限額 11,410,000円

(2) 運用・保守業務に係る経費上限額 1,880,000円

## 6 参加資格

参加資格は、次に掲げる各号を全て満たしている者とし、業務開始前及び開始後において資格を失効または取得できず、市が契約解除等を行った際、その損害の賠償を請求する場合がある。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者

- (3) 参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの間に、岐阜市競争入札参加資格停止措置要領（昭和62年3月27日決裁）の規定による資格停止措置を受けていない者
- (4) 岐阜市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成23年3月31日決裁）に規定する排除措置対象法人等に該当しない者
- (5) 参加事業者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
  - ① 資本関係
    - ア 親会社と子会社の関係にある場合
    - イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
  - ② 人的関係
    - ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
    - イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
  - ③ その他上記①及び②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
  - ④ その他プロポーザルの適正が阻害されると認められる場合
- (6) 都道府県又は市区町村において、クラウドサービスによる地域包括支援システムを構築し、納入した実績があること。なお、納入実績については、本業務達成のため提案者に参画する企業を含む。
- (7) 都道府県又は市区町村において、クラウドサービスによる地域包括支援システムの導入にプロジェクトリーダー（以下、「PL」とする。）として従事した経験を有する者を PL に従事させること。なお、PL については、本業務達成のため提案者に参画する企業を含む。

## 7 参加表明手続き

本プロポーザルに参加しようとする事業者は、以下の書類を提出すること。提出書類の不備、参加資格が確認できないものについては、提出書類を受理しない。また、参加資格については、参加者自身の責任において確認すること。なお、参加事業者は参加表明書の提出をもって、プロポーザル実施要領等の記載内容を承諾した上で参加表明があったものとみなす。

### (1) 提出書類 各1部

- ① 参加表明書（様式1号）
- ② 暴力団の関与のない旨の誓約書兼承諾書（様式2号）
- ③ 提案者情報書（様式3号）
- ④ 提案者業務実績報告書（様式4号）
- ⑤ 担当者情報書（様式5号）
- ⑥ 担当者業務実績報告書（様式6号）

### (2) 提出期限及び受付

令和5年7月10日（月）17時必着

受付時間は、午前9時から午後5時まで。（ただし、岐阜市の休日を定める条例（平成元年岐阜市条例第45条）に規定する本市の休日及び平日の正午から午後1時までを除く。）

### (3) 提出場所

〒500-8701 岐阜市司町40番地1

岐阜市役所 福祉事務所 高齢福祉課（本庁舎1階）

#### (4) 提出方法

持参(※1)または郵送(※2)

※1 持参の場合は、事前に日時を連絡すること。

※2 郵送の場合は、受付日時及び配達されたことが証明できる方法によること。

#### (5) 参加表明書等の受理

参加表明手続きを行った事業者に対し、令和5年7月12日(水)までに参加表明書等を受理した場合、電子メールにて参加資格確認結果通知書を発送する。

### 8 提出書類及び関連書類

本プロポーザルで使用する提出書類、様式及び関連資料は、原則、本市ホームページに掲載する。

また、提出書類については、資料1「関連書類及び提出書類」を参照すること。なお、以下の関連書類については参加表明書等を受領後、参加者に電子メールで送付する。

- ・業務機能要件一覧(別紙1)
- ・移行データ一覧(別紙2)
- ・要件定義工程の進め方(別紙3)
- ・システム基本情報(別紙4)

### 9 企画提案書記載事項

資料2「企画提案書記載事項」(以下、「資料2」とする。)のとおり。

### 10 企画提案書等の提出

参加資格確認結果の通知を受けた参加者は、以下により企画提案書等を提出する。

#### (1) 提出書類

- ① 企画提案書(任意様式)
- ② 業務機能要件提案説明書(様式7号)
- ③ 運用提案書(様式8号)
- ④ 経費見積書(様式9号)
- ⑤ 電子データ(DVD-R)

※提出にあたっての注意事項は、以下のとおりである。

#### ＜ 共通事項 ＞

- ・企画提案書は、1者につき1提案とする。
- ・提出部数は、①から④は10部(正本1部、副本9部)、⑤は1枚とする。
- ・評価の公平性を保つため、企画提案書に提案者を識別できる情報(社名、ロゴ、製品名等)を含んではならない。

#### ＜ ① 企画提案書について ＞

- ・提案様式は任意とする。
- ・資料2に定めた提案項目は全て記載し、構成及び順序は資料2に示すとおりとする。
- ・A4版横書きとしフラットファイル(A4)に綴じて提出すること。
- ・A4片面を1ページとし、必要に応じてA3版横でも差し支えない。

ただし、A3版がある場合、片面につきA4版2ページに換算する。

- ページ数は資料2の記載上限頁数の合計を超えない範囲とする。

なお、ページ数には表紙及び目次を含まない。

〈 ② 業務機能要件提案説明書について 〉

一項目でも提案できない項目がある場合には、全ての評価を実施しない。

〈 ④ 経費見積書（システム稼働後の経費＜6年間＞）について 〉

令和6年4月1日に、最優秀者もしくは優秀者（本市が設置する「岐阜市地域包括支援システム導入業務委託事業者審査委員会」（以下「審査委員会」という。）で定めた審査基準に基づき選定された者）との間で、別途、システム運用・保守契約の契約締結を予定しているため、本市からの発注を前提とした金額を提案すること。また、システム稼働後の経費＜6年間＞は審査対象とする。なお、企画提案書等の受理日以後、原則、変更は認めない。

〈 ⑤ 電子データについて 〉

- ①から④までの提出書類の電子データを、DVD-Rに格納し提出すること。
- DVD-Rで提出するドキュメントのファイル形式は、Microsoft-Officeのほか、現時点において一般的なもので発注者が認めるものとする。

(2) 提出期限及び受付

令和5年7月20日（木）17時必着

受付時間は、午前9時から午後5時まで。（ただし、岐阜市の休日を定める条例（平成元年岐阜市条例第45条）に規定する本市の休日及び平日の正午から午後1時までを除く。）

(3) 提出場所

〒500-8701 岐阜市司町40番地1

岐阜市役所 福祉事務所 高齢福祉課（本庁舎1階）

(4) 提出方法

持参（※1）または郵送（※2）

※1 持参の場合は、事前に日時を連絡すること。

※2 郵送の場合は、受付日時及び配達されたことが証明できる方法によること。

## 1.1 書類審査（1次審査）

参加者から提出された「提案者情報書等」及び「企画提案書等」を確認し、実績、体制、機能、価格、企画提案内容等について、本市が設置する審査委員会で定めた審査基準に基づき、書類審査を行う。

## 1.2 プレゼンテーション審査（2次審査）

提案者による企画提案内容のプレゼンテーションを実施する。

実施日	令和5年8月2日（水）
場 所	岐阜市役所
内 容	以下のテーマに基づき、審査委員会にプレゼンテーションを行う。 （1）提案する地域包括支援システムについて ① 持ち味と競合他社と比べた優位性

	<ul style="list-style-type: none"> <li>② 競合他社と比べた弱みとその対策</li> <li>③ 当市が採用した場合に得られるメリット</li> </ul> <p>(2) 品質保証について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 導入作業及び導入後の保守作業における品質保証のための管理手法とその体制</li> <li>② その手法により品質が保証されるとする根拠</li> </ul> <p>プレゼンテーションの説明者は、運用支援体制図で示されているプロジェクトリーダーが行い、補佐としてプロジェクトマネージャーが補足説明をすることは可能とする。</p>
時 間	プレゼンテーション 10分以内
	質疑応答 15分以内
説明者	本業務に従事するプロジェクトリーダー
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施にあたり使用する備品等は全て提案者で用意すること。ただし、プロジェクト、HDMI ケーブル、コンセント1箇所については、本市の既存機器の範囲内で用意する。</li> <li>・企画提案書の内容を逸脱しないことを前提にプレゼンテーション用資料の使用を認める。ただし、提案者を識別できる情報（社名、ロゴ、製品名等）を含んではない。</li> <li>・プレゼンテーションの場所、時間等の詳細については、提案者に別途通知する。</li> </ul>

### 1.3 審査基準

評価値は、書類審査170点、プレゼンテーション審査30点の計200点とする。評価項目・評価事項及び配点は、次表のとおりとする。

評価項目		評価事項	配点	
書類審査	実績評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案者の構築業務実績</li> <li>・プロジェクトマネージャー等の構築業務実績</li> </ul>	40点	170点
	企画提案内容評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的な考え方</li> <li>・プロジェクト管理 など</li> </ul>	80点	
	価格評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システム導入に係る経費、運用・保守業務に係る経費及びシステム稼働後の経費&lt;6年間&gt;</li> </ul>	50点	
プレゼンテーション審査		<ul style="list-style-type: none"> <li>・取り組み姿勢、体制、積極性等</li> <li>・コミュニケーション能力等の提案者能力</li> </ul>	30点	30点
合計				200点

### 1.4 選定方法

審査委員会において最優秀者及び優秀者の選定を行う。審査委員会は非公開とする。

書類審査（1次審査）及びプレゼンテーション審査（2次審査）の結果に基づき、最終審査を実施する。評価値の合計が最も高い者を最優秀者に、次点の者を優秀者として選定する。ただし、本業務

を受託するに当たり、適切に業務を遂行できると認められない場合には、選定しない場合がある。また、評価値の合計が最も高い者が2者以上ある場合は、審査委員会で協議の上、最優秀者及び、優秀者を選定する。評価値を算出するための計算式は非公開とし、審査結果について異議を申し立てることはできない。

## 15 審査結果の通知及び公表

最終審査終了後、審査結果(審査項目点数及び合計点数)を文書により提案者に通知するとともに、本市ホームページにおいて公表する。なお、最優秀者については提案者名と点数を明らかにし、その他の提案者については匿名で点数を公表する。

## 16 契約の締結

最終審査結果通知後、速やかに本市と最優秀者との間で契約の締結にむけ、仕様書の細目について協議を行う。協議が合意に達した場合は、最優秀者と本業務委託契約を締結する。最優秀者との協議が合意に達しない場合は、優秀者と契約の締結に向け協議を行う。

## 17 事業者選定までのスケジュール

番号	手続	日程
1	実施要領等の公告	令和5年6月26日(月)
2	質問受付期間	令和5年6月26日(月)～7月5日(水)午後5時
3	質問回答期限	令和5年7月7日(金)
4	参加表明手続き期限	令和5年7月10日(月)午後5時
5	参加資格確認結果通知期限	令和5年7月12日(水)
6	企画提案書等提出期限	令和5年7月20日(木)午後5時
7	プレゼンテーション審査・ 最終審査	令和5年8月2日(水)
8	最終審査結果通知	令和5年8月4日(金)
9	協定書の締結	令和5年8月上旬～中旬
10	システムの運用開始	令和6年2月1日(木)

※日程については、本市の都合により変更する場合がある。

## 18 質問の受付及び回答

本プロポーザルの内容に質問がある場合は、様式10号「質問書」を電子メールにて提出することとし、質問に対する回答については、質問者を非公表としたうえで、本市ホームページに公表する。また、事業者選定に公平性を保てないと認められる質問の内容がある場合は回答しない。電話等の口頭による回答はしない。なお、回答については、実施要領等の追加又は修正とみなす。

## 19 留意事項

(1) 参加者は、岐阜市公式ホームページに掲載された本実施要領等を熟読した上で提案することと



し、また本実施要領等を遵守すること。

- (2) 参加者は、本実施要領等の内容及び決定事項について、不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (3) 提出期限後は、本市の同意なく提出書類に記載された内容を変更することを認めない。
- (4) 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- (5) 本プロポーザルの事務に必要な範囲において、提出書類の複製を作成することがある。
- (6) 提出書類（(5)の複製を含む。）は、本プロポーザルの目的以外には使用しない。
- (7) 提出書類は、岐阜市情報公開条例（昭和60年岐阜市条例第28号）に基づき公開請求により公開する場合がある。
- (8) 参加者から提供された従業員等の個人情報については、個人情報の保護に関する法令及び岐阜市情報セキュリティポリシー等の規定に準じ取り扱う。
- (9) 参加を辞退する場合は、参加辞退届出書（様式は任意とし、代表者印の押印及び辞退の理由を必須とする。）を企画提案書等の提出期限内に事務局へ持参すること。
- (10) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。
- (11) 次のいずれかに該当した者は失格とする。
  - ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
  - イ プレゼンテーションにおいて虚偽の発言をしたと本市が判断した場合
  - ウ 提出期限内に所定の書類を提出しなかった場合
  - エ 経費見積書において見積額がプロポーザル提案上限額を超えている場合
  - オ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
  - カ 本実施要領、関係法令及び担当者が指示した事項に違反する場合

## 20 事務局

担当課	岐阜市役所 福祉事務所 高齢福祉課
担当	宇野、土居、野田
所在地	〒500-8701 岐阜市司町40番地1（本庁舎1階）
電話番号	058-214-2090
Eメール	<a href="mailto:kourei@city.gifu.gifu.jp">kourei@city.gifu.gifu.jp</a>
受付時間	午前9時から午後5時まで（ただし、岐阜市の休日を定める条例（平成元年岐阜市条例第45条）に規定する本市の休日及び平日の正午から午後1時までを除く。）